

# 社会福祉法人 倉敷市社会福祉事業団 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団（以下「当法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

日 額	7,100円
-----	--------

(2) 監事が監査等をした場合の費用弁償

日 額	7,100円
-----	--------

## (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。